

平成21年度第2回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成21年6月3日（水曜日）

午前10時00分から11時30分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎4階 庁議室

平成21年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時：平成21年6月3日（水） 午前10時00分から11時30分まで

場所：宮城県庁行政庁舎4階 庁議室

出席委員：堀切川一男 委員 成田由加里 委員 足立千佳子 委員
安藤 朝夫 委員 小坂 健 委員 折腹実己子 委員
本図 愛実 委員 山本 玲子 委員

欠席委員：井上 千弘 委員

司 会 それでは、ただいまから宮城県行政評価委員会平成21年度第2回政策評価部会を開催いたします。
開会に当たりまして、宮城県の佐藤企画部長よりごあいさつを申し上げます。

企 画 部 長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。
本日はお忙しい中「宮城県行政評価委員会 政策評価部会」に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
また、県政各般におきまして、日ごろ格別の御指導・御助言を賜り厚くお礼申し上げます。

この政策評価部会は、県が行う政策評価・施策評価につきまして、評価の客観性や透明性を高めるため、御審議いただく場でございます。

審議を通じまして頂戴した御意見は、評価に適切に反映させてまいりますとともに、その評価の結果を今後の行政活動に適切に反映させ、行政運営の効率性及び質の向上を図ってまいりたいと考えております。

さて、今年度、皆様に御審議をお願いいたしますのは、県が宮城の将来ビジョン及び同行動計画に掲げる政策、施策及び事業を対象に実施しました、平成21年度の政策評価・施策評価についてでございます。

これらの政策評価・施策評価につきまして、宮城の将来ビジョンの政策推進の基本方向ごとに、3つの分科会で県の評価原案の妥当性について御審議いただき、答申をお願いしたいと考えております。

どうか、県が行いました評価に関し、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、このほか、分科会審議の進め方等についても御審議いただくこととしております。

委員の皆様から貴重な御意見を頂戴し、よりよい評価制度としてまいりたいと存じますので、非常に限られた時間の中ではございますが、どうぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。

司 会 本日は、堀切川部会長を初め8名の委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、前回欠席された委員もいらっしゃいますので、本日お集まりの委員の皆様をお手元の名簿の順に紹介させていただきます。

堀切川部会長です。

成田副部会長です。

足立委員です。

安藤委員です。

小坂委員です。

折腹委員です。

本図委員です。

山本委員です。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により堀切川部会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

堀切川部会長 皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

前回、議事に入る前に、参加された皆さんに自己紹介していただいたんですけど、今回から参加されている山本委員に、簡単に結構ですから自己紹介をお願いできればと思います。

山本委員 山本でございます。ここに所属・役職というのが書いてございます。私今、大学院の健康栄養科学専攻というところの専攻主任をやっております。地域の健康づくりに役立つ実務的な学生を育てようということで、社会人の方が8割を占めております。私の分科会の担当は、「人と自然が調和した美しく安全な県都づくり」というようなところになっております。今勤めておりますところと、それから私はもともと分子生物学をやっておりましたが、大学院を出ましてから公衆衛生学の分野で東北大学で教員をさせていただいております。それ以来、水俣病ですとか、さまざまな人と環境とのかかわりの中で健康を守るというところに目を注いでまいりました。少しでもそういう経験が役立てられればなと思っております。よろしくお願いいたします。

堀切川部会長 それでは、これから議事に入らせていただきたいと思います。

まず初めに議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。前回の政策評価部会では、足立委員、安藤委員をお願いいたしました。今回は名簿順で、小坂委員、折腹委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それではよろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、当委員会運営規程第5条の規定により当会議は公開いたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

まず、議事（1）の平成21年度政策評価・施策評価についてに入ります。

まず資料1を御覧いただきたいと思います。

平成21年度政策評価・施策評価について、資料1のとおり、知事から行政評価

委員会へ諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして、本部会において調査・審議を行うこととなっております。本日皆様にお集まりいただいているところでございます。

それでは、今年度の政策評価・施策評価の状況につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

行政評価室長 おはようございます。行政評価室の鹿野でございます。

それでは、県の自己評価原案であります政策評価・施策評価の基本票について説明をさせていただきます。要旨と各政策評価、施策評価、事業分析シートからなる基本票を含めまして、御審議いただくところでございますが、本日は要旨に基づき本年度の評価の状況について説明させていただきます。

お手元に配付しております資料2-1の平成21年度政策評価・施策評価基本票の趣旨ですが、表紙から2枚をめくっていただき、1ページをお開き願います。

要旨であります。この政策評価・施策評価は、行政活動の評価に関する条例に基づいて実施するものでありまして、平成20年度の政策、施策及び事業を対象に、平成21年度に実施した県の自己評価原案の内容を説明するものであります。

政策評価・施策評価を行う目的であります。2の(1)に記載しておりますとおり、政策決定に必要な情報の提供や効果的・効率的で質の高い行政を行い、県民への説明責任を果たし透明性を向上させることを目的としております。

(2)にあります。宮城の将来ビジョンの体系と政策評価・施策評価の関係でございます。県では当ビジョンで三つの政策推進の基本方向を定めており、基本方向1としまして「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」、基本方向2としまして「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、そして基本方向3であります。「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」を掲げ、その基本方向に沿った取組を進めております。この3つの政策推進の基本方向を細分化した14の課題を政策、基本方向を実現するための33の取組を施策、取組を構成する個別取組を事業として評価を行っております。

2ページを御覧願います。

(3)の政策評価・施策評価の対象及び方法等についてでございますが、上の図に表しておりますが、政策、施策及び事業をそれぞれ目的と手段とする体系や相互の関係を踏まえて、宮城の将来ビジョン及び同行動計画に定めた14の政策、33の施策について、政策・施策の成果（進捗状況）や政策・施策を推進する上での課題等と対応方針を評価項目として、目標指標等の達成状況や県民意識調査からの県政に対する県民の意向等を踏まえまして総合的に評価しております。

なお、県民意識調査結果の概要につきましては、後ほど説明いたします。

今年度の評価に当たっては、平成20年度に実施いたしました政策や施策及び事業について、これらを担当しました各部局で自己評価原案を作成しております。この評価の客観性を確保するため、外部の有識者である皆様方、委員からなる宮城県行政評価委員会の御意見を聴き、また県民意見の聴取を6月3日から7月2日まで実施いたしまして、県民の皆様からの御意見をお聴きし、これらの御意見を踏まえまして、県として最終的な評価を実施することにしております。評価の流れにつきましては、3ページにフロー図を示しております。

4 ページを御覧願います。

3 の政策評価・施策評価の状況についてであります。7 ページ以降の評価状況一覧表に各政策・施策の評価状況を記載しておりますので、あわせて御覧願います。

各担当部局では関連の部局等の担当課と連携をとり、資料 2-2 になりますが、このような評価シートにより評価を総括し、政策・施策を推進する上で課題等と対応方針をまとめております。

初めに、(1) 政策評価の状況でございますが、ページの中ほどの表に記載しておりますが、この評価の状況では、「順調」と判断したものはございませんでした。「概ね順調」の政策が 11、「やや遅れている」が 3 政策で、「遅れている」と判断したものはございません。

政策推進の基本方向別の内訳はその下の表に記載のとおりでございますが、基本方向 1 であります「富県宮城の実現～県内総生産 10 兆円への挑戦～」と基本方向 3 であります「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」では、すべての政策で「概ね順調」の評価の判断をしております。基本方向 2 「安心と活力に満ちた地域社会づくり」では 5 政策ございますが、その中で 3 政策が「やや遅れている」の評価をしております。半数を超えております。「やや遅れている」の 3 政策につきましては、4 ページ下の欄の参考に記載しているとおりでございます。

なお、前回評価と比べますと、「順調」が 1 政策減り、「やや遅れている」が 1 政策増えております。

次に、5 ページを御覧願います。

(2) の施策評価の状況でございます。ページの中ほどの表にありますが、「順調」と判断したものが 2 施策、「概ね順調」が 25 施策、「やや遅れている」が 6 施策で、「遅れている」と判断したものはございません。

政策推進の基本方向別の内訳は、その下の表に記載のとおりでございますが、「順調」と評価した 2 施策であります。5 ページ下の参考のとおり、基本方向 1 であります政策番号 4、施策 9 の「自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成」、そして基本方向 3 でありますけれども、政策番号 14 の施策 31 「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」です。「やや遅れている」と評価したものは 6 施策で、6 ページの上の表、参考のとおりであります。基本方向 2 「安心と活力に満ちた地域社会づくり」に係る政策で、政策番号 6 から 8 にかかわる施策 6 つの施策でございます。

なお、前回の最終評価と比較しますと、「順調」が 3 施策減り、「概ね順調」が 3 施策増えております。

なお、施策番号 31 でございますが、「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」におきましては、唯一「概ね順調」から「順調」へとプラスの評価となっております。

次に、県民意識調査結果の概要について御説明いたします。資料 3 を御覧願います。

本年度の政策評価・施策評価基本票は本日 6 月 3 日に公表しますが、この県民意識調査結果につきましても、あわせて公表することにしております。

では、1 ページを御覧願います。

この調査は、県が実施している政策評価・施策評価などに活用するために、行政評価条例に基づきまして実施しております。この調査結果につきましても、先ほど

説明いたしましたが、本年度の政策評価・施策評価に活用してございます。

今回の調査は、平成20年12月に県内に居住する20歳以上の男女4,000人を対象に、ことしは3月3日から23日にかけて実施いたしました。1,944人の方々から御回答をいただきました。回収率は48.6%で、ほぼ前年並みの回収率となっております。調査の内容といたしましては、「宮城の将来ビジョン」で掲げております33の取組、すなわち施策でございますが、この区分でこれまで実施した施策・事業について、重視度、満足度などや優先すべきと思う事項とそれから特定項目について調査しております。2ページ以降に結果概要を掲載しておりますので御覧願います。

今回の調査項目のうち、重視度、満足度につきまして、ビジョンに定める三つの政策推進の基本方向ごとに、その特徴と関連事項をまとめております。また、11ページ以降になりますが、取組の方向について、特に優先すべきと思う項目の結果を取組ごとに取りまとめております。

なお、回答は複数回答となっております。

19ページ以降でございますが、特定項目（テーマ）としまして、「宮城の食」、「宮城の治安」、「暮らしと環境」、「景観の保全・形成」について調査した結果を取りまとめております。

それでは、今回の調査結果につきまして、調査項目の重視度、満足度の主なものを説明いたします。調査概要でございますが、調査項目であります重視度につきまして、33の取組の中で割合の高い取組でございますが、取組31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」、これが一番高い重視度となっております。その次が取組19「安心できる地域医療の充実」、取組13「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」の順となっております。

また、満足度でございますが、33の取組の中で割合が高い取組は、まず一番高かったものでございますが、取組5「地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現」、その次になりますが、取組3「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」、その後、3番目が取組31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」の順になってございます。昨年の、大々的な大型観光キャンペーンでありますデスティネーションキャンペーン等によるものと思われる取組が目についております。

政策推進の基本方向ごとの重視度、満足度についてでございますが、次ページを御覧願います。

基本方向1に当たりますが、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」の関係でございます。初めに政策推進の基本方向1でありますこの分野での重視度についてでございますが、3ページの最上段、図1-1-1重視度の割合のとおり、「重要」、「やや重要」の割合、すなわち「高重視群」としてありますが、この割合が高い取組は、取組3に当たりますが、「豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興」、その次が「地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保」、これが高い重視度となっております。

次に、4ページを御覧願います。

満足度についてでございますが、最上段の図1-2-1満足度割合のとおりでございます。これも「満足」、「やや満足」の割合を「満足群」としてありますが、この割合が高い取組は、重視度と同様で取組3、取組5となっております。この基本

方向1の取組でございますが、満足度が最も高い取組があれば、また最も低い、取組8もあります。

次に、基本方向2の関係でございます。「安心と活力に満ちた地域社会づくり」でございますが、5ページを御覧願います。

この分野での重視度が高い取組は、6ページの最上段の図2-1-1のとおりでございます。取組13「次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境づくり」、それから取組19「安心できる地域医療の充実」となっております。

次に、7ページを御覧願います。

満足度の高い取組でございますが、上の図のとおりでございますけれども、取組14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」となっております。基本方向2の分野の取組でございますが、全体的に身近な医療や育児、福祉等、高重視度の取組が多いのですが、満足度の高い取組が少なく、概ね下降の傾向にあります。

次に、8ページでございます。基本方向3「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」の分野を御覧願います。

こちらの分野での重視度の高い取組は、9ページの上の図のとおりでございますが、取組31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」、それから取組32「洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進」、これらが高くなっております。

次に、10ページでございます。

満足度の高い取組は上の図のとおりでございますが、取組28「廃棄物等の3R（発生抑制・再使用・再生利用）と適正処理の推進」、それから取組31「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」となっております。この基本方向3の分野の取組でございますが、宮城県沖地震への対応を含め、比較的重視度、満足度の高いものとなっております。取組31につきましては、重視度で一番高い数値の取組となっております、満足度も高い順位となっております。

前回と比べた全体的な平均の値でございますが、重視度では70.8%、満足度では38.1%となっております、数値的には、標本誤差の範囲の中にありますので、昨年と全体的には大きくは変わってはいない状況にあると思われま

す。以上、重視度及び満足度等についての報告をさせていただきました。

なお、11ページ以降につきましても、後ほど御覧願えればと思ひます。

なお、本調査で重視度及び満足度とあわせて調査しております、認知度、関心度の結果につきまして、昨年度、委員の皆様から審議の際、参考資料として御覧になりたいという御意向等もありましたことから、お手元に配付しております。政策評価・施策評価に係る参考資料と書いてあります資料のナンバー③の3に取りまとめたものを掲載してございますので、御審議の際に参考にさせていただきたいと思ひます。

以上、「資料2-1平成21年度政策評価・施策評価基本票の要旨」、及び「資料3平成21年県民意識調査結果の概要」につきまして、説明をさせていただきました。

堀切川部会長 それでは、ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問、御意見などございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

山本委員 一つは、基本票の構成ですけれども。これは事業の進捗状況だけをもって評価をするという形になっているわけですね。一般的な自己点検・自己評価という観点からすると片手落ちではないかなと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

行政評価室長 評価はこの後に、そのやり方等の説明をいたします。その際にもう一度質問にいただければと思います。

山本委員 わかりました。ではそのときによろしくお願いします。

堀切川部会長 それは議事2のときに。他にございますでしょうか。

この県民意識調査結果の概要につきましては、ホームページか何かで県民に公開される、あるいはされているのでしょうか。

行政評価室長 本日、ホームページのほか、県政情報センター、各地方振興事務所等でファイルを置いて公表しております。自由に見られる状態にしております。

堀切川部会長 個人的には、重視度の一覧に対して満足度の一覧はまた別な表になっているので、県民が重視することについて、それに対して満足度はどうなっているかという対応をとるような、まとめたような表があった方が非常にわかりやすい。

行政評価室長 本日は概要だけなので、それもあとはわかるような形で。

折腹委員 よろしいですか。

堀切川部会長 どうぞ、どうぞ。

折腹委員 この県民意識調査の対象者ですけれども、宮城県に居住する20歳以上の男女。地域的な分布というのはどのようになっているのでしょうか。

行政評価室長 男女の性別と、地域の方には配慮した格好です。仙台圏中心に人口が多くなっておりますが、その辺も考慮しまして、県内7圏域ありますが、各圏域から対象数が均等となるよう、また、男女についても同様に均等となるよう、選挙人名簿から抽出しております。

安藤委員 昔のように、地域別の表というのがあると思うんですけど、その分析はどの程度されているんですか。表は載っていますが。

行政評価室長 概要部分に若干地域別の分析を載せておりますほか、詳細については、ホームページの方でも公表しており、そちらで見れるようになっています。委員の方から御要望があれば提供できる場所は提供したいと思います。

小坂委員 先ほど資料で説明していただいた3-3でしたけれど、認知度がどのくらいかというところを見ると、ほとんどよく知らないまま評価しているわけですね。ですからそのデータをどれだけ評価するかというのは実は気をつけて見なければいけない。何もわからないまま答えている人たちが結構いるわけですね。そうすると、いろいろ評価のときにはまたこういう比較的な指標として重要なんですが、それ以外の部分、将来的な政策評価ということに関しては、例えば関係者の、よく知っている人たちのヒアリング、やっている人たちのヒアリングというのが将来的に、この委員会とは別に必要なのかなと。そういう人たちがどう思っているのかというのは、ほかの、海外なんかもいろいろなプログラム評価をするときは必ずやることになっていますので、そういうことも将来的には検討していただければいいのかなと思っています。ですから、現状だとこの意識結果というのをどのくらい我々が考慮するかという若干わからないかなと。

行政評価室長 満足度の「わからない」の回答割合の高さの解消を図るため、前年度から、今年度調査にかけまして調査票の文章等をわかりやすく回答者の方にイメージを描けるような表現に改善したところなどがあります。それで少しイメージがわいたような部分は、前回と比べまして満足度が少し上がったような部分もあります。こちら事務局としましては、「わからない」の回答割合を幾らかでも小さくし、評価に反映させていくような格好にしていきたいと考えております。

安藤委員 事務局みたいなことを言いますけれども、昔、自治体の職員を対象にした調査を行っておられて、それを行った結果、大して一般の市民と変わりが無いということをやめたと記憶しておりますが。

山本委員 私の記憶では、有識者の方と市町村の関係者の方との意見が余り違わなかったと、一般市民の方とそれらの方たちと御意見は違っていたと思うので、全く違わなかったとおっしゃるのは、確認をしていただきたいなと思います。確か私はそういう意味で、市町村関係者の御意見だけでもお聞きするという部分を残してはいかがでしょうかという発言をした覚えがありますので、もし間違っておりましたら申しわけないので確認はしていただきたいと思いますが、全く同じではなかったのではないかと思います。

安藤委員 とにかく、やめた理由はあったということ。

行政評価室長 あと、設問で使っている言葉が、我々からするとわかる言葉なんですけれども、一般の県民の方々には余りなじみのない言葉、例えば「高付加価値」なんてありますけれども、そういうものとかですね。あと「グローバル」など難しい言葉が出ると、一般でもイメージすることが難しいのかなと思っていますので、この件を少し改善点として説明しましたが、イメージとかわかるように、将来は写真でもつけてイメージができればもっと高い評価が出てくるだろうという気もしております。

堀切川部会長 個人的には回収率が50%近いというのは相当高いと、私の個人的予想からする

と相当高くて、選挙のときの投票率とかより高いというのは、要は、手元に来れば皆さん真剣に対応するしかないということがありまして、県民の意識というか回答する意識が高いこと、個人的には非常にいいことだなと思っています。そういう意味では、県民の皆様の意識をできるだけ反映した形で前に進んでいくというシステムという風に思いました。

時間も押しておりますので、もし御意見等ありましたらこの次のときにでもまたいただくということをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、議事（２）政策評価部会分科会の進め方等について入らせていただきたいと思います。

まず、資料４を御覧いただければと思います。

第１回政策評価部会におきまして、分科会設置の決定をさせていただいて、委員長にお諮りしていた件につきましては、このとおり承認されています。これを受けまして、各分科会に属する委員の指名を行いたいと思います。分科会に属する委員の指名につきましては、行政評価委員会条例第６条第５項及び行政評価委員会運営規程第７条によりまして、部会長が指名することとなっております。

第１回の政策評価部会でも御確認をいただいておりますとおり、今年度の各分科会の所属委員及び担当政策・施策につきましては、資料５の内容でお願いしたいと思います。資料５を御覧いただければと思います。各分科会で◎が記載されている委員には、その分科会の分科会長をお願いしたいと思います。

なお、第２分科会で御審議いただく政策９「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」につきましては、社会資本分野から安藤委員に、御専門の分野の関わりが深いということで加わっていただきたいと思いますと考えております。

皆さん、これでよろしいでしょうか。

それでは続きまして、今年度の分科会の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局 行政評価室の高橋と申します。よろしく申し上げます。

行政評価部会分科会の進め方等につきまして説明させていただきます。

まずスケジュールにつきましては、資料６の政策評価部会・分科会の流れを御覧いただきたいと思います。これと同じような資料につきましては、４月の第１分科会で提示させていただいておりますが、その日付等を入れ、また、内容につきましても、前回は分科会の論点整理に関しまして、当日事前に審議するすべての施策の論点整理をしてから審議・判定という流れで考えていたわけですが、審議する政策・施策の分量にもよりますけれども、基本的には一つの施策ごとに論点整理をしまして、審議の上判定をするというやり方にいたしました。

また、事前の論点整理や分科会の円滑化を目的としまして、分科会の前日までに審議いただく政策・施策に関しまして、質問等をまとめていただくための要質疑事項という書面を出していただくことにしました。

まず◎にありますように、本日６月３日、先ほど堀切川部会長の方からも話がありましたけれども、知事から行政評価委員会委員長に対しまして、県の評価原案であります基本票の内容が妥当かどうかをお諮りするために、諮問が出されております。また、本日はこうして第２回部会が開催されまして、先ほど室長の方からは諮問内容の審議ということで、政策評価・施策評価の基本票の要旨について説明があ

り、堀切川部会長からも各分科会所属委員の指名がございました。あと、既にお手元に届いているかと思えますけれども、部会後は、分科会審議に向けて御担当分の基本票を事前に御覧いただくこととなります。基本票につきましては、委員の皆様のお担当外の部分も含めました全体の基本票データを収録したCDを、既に皆様のお手元の方には青いフラットファイル資料集が行っているかと思えますけれども、後方の方に添付しておきましたので、御活用いただきたいと思います。それから先ほども触れましたけれども、分科会前日までに、資料6の後ろのページに書かれています「別紙1 要質疑事項」をメールまたはファクスで、提出していただくこととなります。委員の皆様からは、自らが担当されます政策・施策について、疑問点等について記載いただきまして、事務局では論点整理の際にまとめ、一覧表にしたものをお配りする予定でございます。これにつきましては、論点整理の円滑化や分科会の円滑化に寄与すると考えてございます。

なお、要質疑事項の内容につきましては、限られた時間内での分科会をより効率的・効果的に運営するために、事前に政策・施策の各担当部局の方にも情報提供させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、④の分科会が6月5日から24日にかけて開催を予定してございます。各分科会につきましては、先ほど堀切川部会長の方から各分科会委員の指名でも触れましたけれども、第2分科会におきましては、安藤委員に入ってもらった政策9「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」を除きまして、各分科会は基本的に分科会長を含めまして3人態勢となります。

分科会の流れでございますが、④-1のとおり、分科会当日は審議開始前に少し早めにお集まりいただきまして、事前の論点整理を行います。前日まで委員の皆様から提出いただきました要質疑事項をもとに一覧表にしたものを当日配付しまして、判定に必要となります論点なり質問等を分科会長の進行でまとめていただくこととなります。

次に④-2のとおり、実際の分科会審議におきましては、三つの分科会を各々3回開会する予定でございます。その際、事前の論点整理の結果をもとに質問等をしていただきまして御審議いただきます。

最後に、④-3のとおり、分科会終了後に事後の判定ということで、その場で答申意見につながります判定理由を集約し、決定した上で分科会ごとに後方のページにございます審議結果報告書を作成していただきます。また審議結果報告書につきましては、最後の分科会6月24日を予定してございますけれども、一応目安としまして、6月26日には事務局もサポートしていきますけれども作成を終了させたいと考えてございます。審議結果報告書の記載内容につきましては、資料8の分科会の審議ポイントの中でまた御説明させていただきたいと思えます。

なお、委員間での意見調整・集約に関しまして、メモ用紙ということで別紙3の意見整理票を準備させていただいておりますので、御活用願えればと思えます。

その後、各分科会の審議結果報告書をもとに、部会全体として答申案を作成しまして、事務局から委員の皆様方に対し送付して内容を確認していただき、7月3日には答申案を取りまとめることとなります。いずれにしましても、委員の皆様には報告書や答申案の確認、場合によっては委員間の調整の余地ということで7月5日まで期間をとりましたので、調整の際はよろしくお願ひしたいと思います。

その後、第3分科会を7月上旬に開催しまして、部会としての答申内容を決定し

ていただきまして、7月中旬には行政評価委員会から県への答申が行われる予定で
ございます。

なお、分科会のより具体的な進め方につきましては、資料7の政策評価部会分科
会の当日の流れを御覧いただきたいと思います。

事前の論点整理がございまして、次に審議手順の確認等の事務局説明を行って分
科会の審議に入ります。施策を構成します最初の施策について、担当課から3分ほ
ど施策評価の概要説明がありまして、その後質疑応答を27分ほど行って、計30
分ほどの所要時間を見込んでございます。複数の施策があれば同様にして、1施策
当たり30分をかけまして概要説明、質疑応答を繰り返していきます。施策評価の
審議終了後は、最後に施策の大きくくりになる政策評価につきまして、担当課の方
から3分ほど政策評価の概要説明があり、その後5分ほどの質疑応答があつて、お
おむね10分ぐらいでは一つの施策に係る分科会審議全体は終了と考えてございま
す。その後判定及び判定の理由の決定を行っていただくこととなります。

次に、資料8の政策評価部会審議ポイントを御覧いただきたいと思います。

県の評価原案であります基本票について、妥当性を判断していただく際のポイン
トについての説明をいたします。審議ポイントとしましては、施策の成果（進捗状
況）であれば、県の評価原案に対しまして「順調」、「概ね順調」、「やや遅れてい
る」、「遅れている」の4段階の評価がありまして、この評価が各施策の成果の状況
を統括したこの成果の状況の評価し、政策全体としての成果を評価した上で、その
評価理由から見て妥当なのかどうかということを見ていただくこととなります。判
定に対しましては、「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定し、判定理由
をあわせて決定していただきたいと思いますと考えております。昨年度までは1から7ま
での数が大きくなると、妥当性が高くなる7段階評価となっていたわけですが、
評価に当たって、1の違いがどうなのか説明するのが難しい等の御意見が出ており
まして、今回シンプル化させていただきました。「適切」であれば県の評価原案に
つきまして、評価理由が十分であり評価は妥当であると判断されるものを審議する。
「概ね適切」であれば、評価理由に一部不十分な点が見られますけれども評価は妥
当であるというものを指します。「要検討」といたしましては、評価の理由が不
十分で評価の妥当性を認めることができないので、評価内容を検討する必要がある
と判断されるものを指します。もう少しわかりやすくするために、下段の方に参考と
しまして判定の流れということでフロー図を記載しておきました。県の評価原案に
ついて、施策の成果に係る「順調」なり、あるいは「概ね順調」なりといった評価
が、評価理由から見て妥当かどうかということ、基本票の記載内容だけではなくて、
分科会でも各担当課の説明内容なども踏まえまして判断していただきます。それ
に対して評価が妥当、あるいは妥当性を認めることはできないというふうに分け
ます。評価が妥当の場合、評価の理由の記載内容につきまして検討する必要がある
のかどうかによりまして、検討不要であれば評価理由が十分ということで、審議結
果報告書に「適切」と記述し、また、評価は妥当だとしても記載内容が足りない
とか、必ずしも明確でないなどの一部不十分で要検討というふうになれば、「概ね
適切」となります。なお、その際は、要検討箇所について明示していただくこと
になります。一方、評価の妥当性を認めることができない場合、担当課の説明を聞い
ても妥当かどうかわからない、あるいは判断できないという部分も含まれるかと思
いますけれども、そうした場合は「要検討」ということで要検討箇所を明示していた

だくこととなります。

次に、もう一つの評価項目の、施策を推進する上での課題等と対応方針ですけれども、施策の成果（進捗状況）等が施策の課題等から見て妥当かどうかという視点で評価をいただきます。もし漏れている課題等がありまして、妥当性を欠いており内容を検討する必要があると判断される場合につきましては、もう一度検討してほしい旨の意見を出していただくこととなります。

実際の政策評価の際につきましては、資料9の平成21年度政策評価・施策評価基本票についてを御覧いただきたいんですけども、基本票には4種類ございまして、主に見ていただくのは政策評価シートと施策評価シートでありまして、評価、ヒヤリングのもとになりますシートということで、6ページに事業分析シートと県民意識調査分析シートなどが補足的にあります。

資料9の2ページになりますが、評価項目としましては、蛍光ペンで示しております政策評価シートの「政策の成果（進捗状況）」と、「政策を推進する上での課題等と対応方針」がありまして、資料9の5ページの蛍光ペンで示したところ、ここを見て評価いただくこととなります。一方、施策評価につきましては、評価項目といたしまして「施策の評価（進捗状況）」と「施策を推進する上での課題等と対応方針」があります。これについては資料9の5ページを御覧いただきたいんですが、蛍光ペンで示したところを見ていただいて評価いただくこととなります。

また資料8の方に戻っていただきますけれども、施策評価の審議ポイントとしましては、「施策の成果（進捗状況）」につきまして、「順調」、「概ね順調」などの4種の評価原案について、「評価の理由」というのが目標指標等の達成状況、県民意識調査の結果、社会経済情勢等、さらには事業の実績及び成果から妥当なのかどうかというのを判断していただきまして、政策評価同様に、「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定していただいた上で判定理由を決定していただきます。

施策評価のもう一つの評価項目であります「施策を推進する上での課題等と対応方針」につきましては、県の示す事業構成につきまして、「現在のまま継続」あるいは「見直しが必要」という方向性が、「方向性の理由」から見て妥当なものかどうか、また、県の示します「施策を推進する上での課題等」というのは、「施策の成果（進捗状況）」から見てもどんなものかとか、さらには県の示す「次年度の対応方針」、この場合評価実施年度の次年度ということで22年度の対応方針になるんですけども、当該対応方針というのが「現在の継続」などといった事業構成の方向性、あるいは施策を推進する上での課題等から見て妥当なのかどうかを見ていただくこととなります。もし漏れている課題等がありまして、妥当性が欠いていて内容を検討する必要があると判断されれば、政策評価同様もう一度検討してほしい旨の意見を明示していただくこととなります。

こうしてまとめていただくものが審議結果報告書ということになりまして、資料6の別紙2の方を御覧いただきたいと思っております。

審議結果報告書につきましては、なるべく負担のないように簡素化し、パターン化できるものにしたつもりです。県の自己評価に対して3段階のどれかで判定の方を提出いただきますけれども、判定結果を示す1番目の段落につきましては記載のとおりでございます。

ただし、「概ね適切」とか「要検討」につきましては、そのように判定をした理由を明示してもらうことを目的としまして、どの部分について説明が足りないのか

など個別に記載いただくことを示しております。

分科会審議終了後の判定，それから判定理由の決定では，私ども事務局もサポートに入りますので，よろしく判定をお願いいたしたいと思えます。

県の「政策を推進する上での課題等と対応方針」に対する意見につきましても，もし課題等について漏れなどがあれば，御意見をいただきたいと考えております。

次のページの施策評価の審議結果報告書につきましても，同様に記載いただきたいと考えております。

最後に，資料10の政策評価部会，分科会日程等を御覧いただきたいと思えます。

第1分科会から第3分科会までを，6月5日開催の第3分科会を皮切りとしまして，6月24日まで各分科会を3回予定いたしております。その間の開催場所につきましては県庁の11階第2会議室で固定させていただきますけれども，分科会の正味の日時，それから事前の論点整理などのための集合時間，さらには分科会審議終了の予定時間につきましては，記載のとおりでございます。

以上が，議事進行（2）政策評価部会分科会の進め方等についての説明になります。

それから，先ほど山本委員の方から出ていました案件だったんですけれども，成果（進捗状況）だけに対する評価だけでは片手落ちではないかということですが，昨年度までは成果（進捗状況），それから課題等及び対応方針について，全体なものに対しての評価ということで行っていたという関係があつての御質問ということで，こちらの方では全体評価すべきではないかと受けとめさせていただきました。これにつきましては，まず政策なり施策の成果（進捗状況）については既に実施したものであるということですし，課題等と対応方針については将来の方向性について記載したものであるということ，過去と将来について区別しておく必要があると，同一の土俵で論ずることはできないものと考えてございます。よって，全体評価というのは，この場合なじまないものというふうに事務局では考えております。

また，今回お諮りした評価方法につきましては，まずは実際に実施した政策・施策への評価が一番大事だと考えておりますし，それに付随して課題等と対応方針ということで，今後の方向性に対する評価を考えさせていただきました。

ただし，課題等と対応方針につきましては，将来の方向性の話ということもございまして，予算の手当てなどがない中での記載内容ということもあるものですから，漠然としたものになっているということもありまして，厳密な判定にはなじまないんだらうということ，それから，さらには限られた時間内で委員の皆様方には審議判定していただくという関係もございまして，課題等の中に漏れがあつて妥当性を欠いて変更が必要だということであれば，コメントをいただくというような形にさせていただいたわけでございます。そういった理由から，今回のような判定方法にさせていただいております。その辺は御理解いただければと思えます。

以上でございます。よろしくご審議の方お願いします。

堀切川部会長 どうもありがとうございました。

それでは，ただいまの御説明していただいた内容につきまして，御質問，御意見等ありましたらお願いしたいと思いますのですが，先ほど山本委員の方から一度御意見いただきました点について，もう一度お願いいたします。

山本委員 今御説明いただきましたときに、成果の進捗状況に関してだけ主に評価をしていただきたいのだと、それは過去のことであり、それから課題と今後の方向性ということに関しては未来のことであり、だからそれは別々に評価してほしい、これはこれでおかしくないと思うんです。ただし、行政に対する評価というのはそれら両方をひっくるめて全体評価が必要なものであり、過去と未来をひっくるめたものに全体評価は要らないというふうに御説明の中で聞こえたんですけれども。それは私としてはちょっと……。これは第三者評価ということを考えますときに、普通はそういうことは言わないですね。逆に全体評価ということを非常に重視すると私は思うんですけれども、この点について、この委員会はこれの評価をどう進めるかというところが非常にキーポイントになるところではないかと思っておりますので、ほかの先生方の御意見も含めて私はお聞きしたいなと思っております。

堀切川部会長 今回の御質問の内容を私なりに理解したのは、正しいかどうかも含めてお話しさせてもらいますが、政策評価あるいは施策評価ともに、このシートの原案が資料6の別紙2の裏表に出ているわけなんですけれども、ここに一つの指標の根幹に関わってくることとなります。県の評価が、政策あるいは施策の成果（進捗状況）に対するところだけ「適切」、「概ね適切」、「要検討」という評価のシートになっていて、それを受けた形で課題等とか対応方針があるわけなんですけど、そこについては、評価がされていないという理解ですね。

山本委員 意見だけですね。

堀切川部会長 そこはどうかという質問と、その両方あわせた全体評価ということが重要ではないかという御意見と理解いたしました。これも多分この評価スタイルというかこの部会の中で決められるんだろうと理解しているので、委員の皆様から自由に御意見をいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

企画部長 今、山本委員から御意見いただいたんですけれども、県の「政策を推進する上で課題等と対応方針」についての部分を評価をしないということではなくて、両方とも評価をしていたただくんですけれども、この課題等と対応方針については先ほど御説明しましたように実際に実施したものではなくて、これからの課題をどう認識するかということ、これからそれに対してどう対応するのかということを書いた部分でございますので、評価はしていただくんですが、評価の判定の仕方として過去の部分、政策の成果の部分のように「適切」、「概ね適切」、「要検討」という判定方法で評価するのではなくて、御意見としてまとめていただいて、この課題の認識についてはこういうところが問題があるんじゃないですかとか、対応はこういうことも考えられるんじゃないですかとか、そういうところを御意見としてまとめていただくという評価方法でお願いした方が評価もしていただきやすいのではないかと思います。

堀切川部会長 ありがとうございます。

県の方からのこのフォーマットに対する御説明もありましたが、どうですか、委

員の皆さん。自由に意見をどうぞ。

私の意見でいいですか。個人的には、これはそれぞれの政策あるいは施策についての県の自己評価が妥当かどうかというのをここで判断させていただくということで、純然たる外部評価とか第三者評価とも違うし、かといって我々が自己評価する立場でもないの、多分県のそれぞれの政策・施策についても自己評価の妥当性を評価するのに漏れがないように、きちんと県民のかわりにといますか、評価させていただくということが我々の仕事だと理解しております。

それでいきますと、個人的にはこれまでやってこられた政策あるいは施策の成果（進捗状況）、前年度のやられたことに対して判定をするというのは当然なので、県の自己評価自体が「適切」なのか「概ね適切」か「要検討」かというのを書くというのは当然あるべき手順とっております。「概ね適切」あるいは「要検討」のときの判定理由のところで見ても含めているんなことを書かせていただけるということなので、ここは当然こうすべきだと個人的には見ております。今度は、それを踏まえて今後の方針に県の方が生かされるんだろうと思うんですけど、政策を推進する上での課題等と対応方針を、県がどういうふうに自己評価しているかということが期待される資料が配られることになるんだろうと思うんですけど、私の個人的な意見は、課題を県がどう認識して将来どういうふうに対応したいと思っているかということも県の自己評価として書かれる部分だと思います。であれば、県のその自己評価が妥当であるかどうかを、この部会といいますか委員会としては、そこを評価させていただくということはミッションとしてはあり得るというかなければいけないことだと思います。

その意味では、山本委員の意見に大賛成で、政策のこれまでの成果と今後の対応方針の二つに分けて、両方について、ここでは県の自己評価の妥当性を評価すべきではないかと考えます。そうすると、この評価シートの御提案で、例えば施策の方で説明させていただくと、上の方はこのままでよろしいかと思うんですが、県の政策を推進する上での課題等と対応方針に対する意見だけを書くという記載内容になっているんですが、私はここに対しても「適切」、「概ね適切」、「要検討」というようなコラムをつけていただいて、その下に判定理由という、上と同じフォーマットで重みを同じにさせていただいた方がいいのかなと個人的に思います。

問題はその二つをあわせてさらに総合評価が必要かどうかいうところは、ずっと今考えていたんですけども、少し意見が違います。それは、県が過去に対する自己評価をして将来に対する展望というか課題認識等についての自己評価をされて、県がさらにその二つをあわせて総合的な自己評価をされていけば、それが妥当かどうかということもここで評価する意義があると思うんですが、この委員会がそういう意味で実は外部評価、第三評価という通常のものとはちょっと違って、変な話ですが、県が自己採点された答案、採点用紙が正しいかどうかをここでもう一度チェックしようというような趣旨があるので、その二つの項目について、私は「適切」、「概ね適切」、「要検討」と評価させていただいて、総合評価はしなくていいような感じもあります。

ただ、総合評価をしづらい部分もあるんですけど、過去はよかったけれど将来に対する認識がだめだもしなった場合に、総合評価をどうするんだとなると思ったんですが、多分低い方に合わせざるを得ないですね。今まで1年間いいことはやったけれど先が読めていないのでだめですというようなこともあり得るかと思うん

ですが、第三者評価であればここは一番重要なので私はそれでいいんだと思うんですが、県の自己評価が総合評価まで組み込まれていない以上は、過去と将来に対してここがそれぞれ妥当かどうかを判定すればいいかなという気がしました。特に、実際には次年度以降に非常にいい方向で県が政策・施策を遂行していかれることが重要だと思っているので、そういう意味で将来に対する方針についてもここで評価させていただくというのは必要だと思うので、そこが入ってしまえば、実は総合評価はつける意味もないので、県の自己評価が、将来総合評価まで自己でやりますとなれば当然ここでもやらしていただくと思うんですけれども、その二つをそれぞれ最初に評価させていただくという形ではいかがでしょうかというのが、一個人としての意見です。

他の委員の方、御意見ありましたら。私は個人的には山本委員と意識は全く同じなんですけど、合わせる必要があるかどうかだけ。合わせる場所は、県の自己評価の妥当性の評価ということにちょっと合わないかなという感じを持ったということ、そこだけの違いです。

ただ、将来方針もすごく重要なので、これまでよかったでしょうというのが幾らあっても、将来、「だからもうやめます」とか書いてあったらいかなものかということを感じるチャンスがある、正直に言うと。

どうですか、委員の皆様。

小坂委員 昨年まで全然経験がないのでよくわからないのがありますが、部会長の言われたことは非常に重要なことだと思います。今後どうするかということが多分一番大事なわけで、過去を評価するだけだと、それで終わってその先が進まないのでは余り意味がないですね。そういう意味で、課題と施策方針についてきちんと何らかの評価をしておくということはすごく大事なのかなと。

ただ、コラムとして別々に「適切」かというのを分けるか、それを一緒にして、両方含めて「適切」、「概ね適切」という判断もあるのかなと。そうすると総合評価に近いというか、県の方が事業を評価して今後どういうふうに対応していくかというところまでを含めて我々が「適切」か「概ね適切」か「要検討」かという判断ができるかなと。分けなくてもそこを一緒にという手もあるのかなと思います。

堀切川部会長 暗に総合評価的な形にして。

小坂委員 そうですね。過去と未来を分けなくて両方の。

堀切川部会長 二つの。フォーマットとしてはそれもあると。どちらがやりやすいですかね。

どちらにしても、過去と未来の両方を県の自己評価の妥当性をここでは評価したいとすればさせていただけるかなと思いますので、あとは評価フォーマットのスタイルですけど、二つに分けて別々にやったらどうかというのが私の意見でしたけれど、大きな一つにして検討をやってしまうと。例えば、一番最初の判定の欄は、県の評価「政策の成果（進捗状況）」及び「政策を推進する上での課題等と対応方針」をまとめた指定というフォーマットにして、判定理由の中にそれぞれを区別して意見をつければ両方総合的な評価になりますね。どちらがいいですかね。

山本委員　私は、県の方がこのようなフォーマットになされたのも少しはわかるような気がするんです。といいますのは、これまで私の短い期間の経験からしますと、判定をする際に、判定の立場がそれぞれ違う立場で皆さんおやりになるので、必ずしも視点が一致していなかったケースがあるんです。それを一つずつ事業そのものとしてはどうか、それから将来ビジョンとしては本当に合格点にできるのか、切り分けて考えていって全体をもう一度見直すというような形をとった方が見やすいだろうと。私なんかはちょっと手間暇かかるけれども、まとめていく過程としてここでも点数をつけここでも点数をつけ、あとは足して2で割るではなくて、総合的な総合評価は総合評価として出しておいた方が、例えばこの行政評価はだれに対して発信するものであるのかということを見ると、ただ二つに分けただけだと、見えてこない人たちも当然いるであろうと、やはり県民に対して発信する内容であるならば、思考過程の中で、ステップAとステップBとか、あるいはAの場面とBの場面それぞれこういう評価をして、最終的にはこういう理由があってという短いものでいいですから、過去の重みづけと将来に向けての重みづけについて、ここはこういうふうに判断したので総合評価はこういう、最終的な評価の表も出ていればと思いました。

堀切川部会長　サブトラクトみたいな形の。

山本委員　そうそうそう。そうすると大変理解しやすいんじゃないかと思ったのが、一つの私の御提案というかちょっと疑問、今この形で行っていいんだろうかということに対する意見だったわけです。

堀切川部会長　その場合、例えば過去が「概ね適切」とかで、将来に対しては「要検討」とかになった場合には、総合評価は委員の皆さん……。

山本委員　それなんですけれども、例えば目標がありますよね。ところが、その目標が低過ぎるとか、目標を達成したからオーケーだというものではありませんよという議論が、結構分科会で行われたりしたことがあるんですよね。そうすると、確かに掲げられた目標設定としては、むしろ目標設定は妥当であったのかということもひっくるめて総合評価に持っていきますよという、そういう観点になるわけです。だからそれは総合評価のところで書かれるべきであって、こちらでそれを書いてしまうとそこの中で……。

堀切川部会長　そこの中の限定評価してしまうということ。

山本委員　ええ。そこの中で混乱してしまう。去年までの中ではその混乱を、それぞれの委員が重みづけのつけ方が違うものだから、同じ何点とつけても、「これは何で(こういう点に)なったの」というのがよく見えない。やっぱり見えてその総合としてこういう評価という形をとった方がいいだろうと。そういう意味では、私は今回いろんなシートをつくってくださったのが、これまでよりも整理しやすいとてもいいシートだなというふうには実は思っているんです。

堀切川部会長 政策も施策も同じそういう視点で評価していった方がいいということになりますでしょうね。

山本委員 そうです。書くところは別として、最終的などころで総合評価というのを、最終的には政策評価のところになると思うんですけども、そこはちょっと手間暇の問題とかも含めて、他の先生方にも議論をしていただいた方がいいのかなと思います。

堀切川部会長 実際分科会が来週から始まるんですけども、分科会で時間的には大丈夫ですか。

山本委員 余り変わらないと思うんですけどね。

堀切川部会長 最後の総合評価で意見が、委員の皆さんの意見がほぼ方向性が一致していればできる時間ということですか。

山本委員 それぞれの評価が定まっていれば、その結果として総合評価はこうではないですかと持っていく手順がむしろ明確になるので、大体三人の先生でお決めになるわけけれども、うんと乖離が出たときに話がしやすくなるのではないかと私は思うんですけども。だからまとまりやすいんじゃないかと思います。

堀切川部会長 わかりました。どうぞ。

本図委員 私は山本先生と逆の意見で、もちろん経験ない中でのことで固執はしませんけれども、施策の評価と課題方針というのは分けて、総合評価はしない方がわかりやすいのではないかなと思うんですが、今回の評価が3段階で、外から見たときに、こういうのは大体「概ね適切」で、勤務評定みたいなものだろうなということで見えてしまうんですね。ただそれを5段階評価すればいいかということとそれも違うと思うんです。細かにしたからといって効果的かということもあるかなと思うんですが、3段階で結構なんですけど、そうなるのと落とし所はBなんだろうなというふうに見えるときに、大もとで出てきた総合評価がBというときに、施策でもう一つあって課題方針でも一つあって、これを足してまたBかという、あいまいあいまいあいまいというふうに、実はこんなにたくさん高い指標で丁寧にやっていると私は委員になって初めて知ったんですけど、これが事細かにホームページに公開されているわけでもありませんし、県民からそういうことがわかるかなというような感じがありました。総合評価のところだけがポンと出てしまうと、何かあいまいに見えるのではないかと。過去と未来と分けるというような話もありましたけれど、分けて置いたままでもいいのではないかなと思うんですけども。

ただ、未経験の中での話なので、御経験のある方に、長いものに巻かれないと思いますので。

足立委員 私も去年初めてやらせていただいたときに、かなり大変だったかなという気がしまして、今回のこのシートはすごくわかりやすくなったので、とてもいいシートをつくっていただいてうれしいなと思っておりました。それで山本先生のお話でなる

ほどな、と思った反面、そうすると、分科会の中でさらに基礎データからそれをまた返信しなければいけないとかすり合わせをしなくてはいけないといったときに、また不透明なところになってしまう可能性があるのであれば、基礎データでたんとたんとこうだこうだというようなものをまず積み上げていった方がいいのかなど。その後で、もし余力がある分科会があればそちらでしていただくのが全然構わないのかなとか、そういう感じに思いました。私は今回のこのシートで、このシートでさえも私はいっぱいいっぱいなので、これ以上のものといったときに「ああどうしよう、やっぱり委員は下ろさせていただこうかな」と、そんな感じもありつつも、とりあえずこの中でやってみたいかなというような気持ちがあります。

堀切川部会長 さまざまに意見があつて。ある意味、両方を総合したような1本の評価シートで行こうというのと、このまま県の提案のとおりでいいというのと、上と下を同じ重みで二つに分けましょうというものと、さらに三つ目に総合評価を入れましょうというのと、四つぐらい今案が出ております。
それでは、いかにしましょう。

成田委員 このシートを拝見したときに、私も非常にすっきりしていて、どう採点しようかというところから抜け出せたところが非常にありがたく思います。本当に事務局の皆さん、ありがとうございます。

評価をするに当たって、以前から他の部会でも出ているのが、PDCAサイクルを回していきましょうという文言がよく県の方針に出てきております。そうしますと、今回も成果に対する判定ですと、P、D、Cまでで、次のアクションに対してのどのようなふうな取り組みをされるかということが意見としてしか評価されないというのは、全体として見るという立場からすると、評価シートにございます県の「政策を推進する課題等と対応方針」に対する評価というのは一つ必要ではないかと思えます。そうすると一通り評価としては終わることができると思えます。

実際に文言を拝見してみましても、下から2行目の「△△の理由から、対応を検討する必要があると考える。」ということは、委員としては要検討ですよというような判断をしているので、県民からすると、P、D、Cについては上段で、Aについては下段で評価しましたということを提示すれば十分伝わるのではないかと思えます。

ですから、総合評価についてはまた今後どこを重要視するかとか、配点を高く持っていかというような形のまた難しい問題が出てきますし、かえって明瞭性という観点からすると県民にとってはそのままずばりのものがたんとと書かれていた方がわかりやすいのではないかと理解いたします。ですので、二つに分けて評価をするほうがいいと思えます。

堀切川部会長 ただ、二つに分けて評価して悪いことは全くないというか、絶対原案よりかなりよくなる（「よくなる」の声あり）と思えますね。私は個人的には二つ目も同じフォーマットにすることで、県のそれぞれの担当部署の皆さんとしては、今までやってきたことをきちんと精査して終わりではなくて、それに続く部分までも評価されるんだというか、ご自分たちも自己評価しておられるわけですけれども、その妥当性も見られるんだというのがはっきりわかった方がいいと思うので、ちゃんと二

つに分けた方がいいと思うんですよ。

混合評価は確かに、実際案件によってやりやすいものと難しいものが出てくるかもしれないので、いかがですかね、間をとってというよりは効能としては十分出そうなんですけれど、私は山本委員の提言の、一番そういった将来のところを確認しているような、このフォーマットよりは同じように見ていきましょうということだと思っので、過去と将来をそれぞれ同じフォーマットでまず今年度はやらせていただいて、やってみた結果、これは総合も入れたらおもしろいぞとなるかどうか、また分科会とか上の委員会の委員に提言させていただくというか。いかがですか。実は初めて体験させてもらうので、体験してみるとまた意見があるかもしれないんですけど、そういう形ではいかがでしょうか。

我々の審議結果の報告書自体も県民には公開されるということで、両方についてちゃんと見ましたというのが欲しいと思うんですけど。それでいかがですか。

山本委員 賛成です。

堀切川部会長 総合もやった方がおもしろいとなるかどうか、分科会の活動として、また最後に意見をいただいて次年度以降につなげるということ。

成田委員 政策提案を若干できる職員の育成というのもしか目標の中にもありましたと思いますので、ある意味良い機会なのかなと思います。

企画部長 これまでも前に評価の結果として冊子をお渡ししていると思うんですが、今までも成果の部分と課題等と対応方針まとめて「1」とか「2」とかいう評価をいただくような形でまとめられておりましたので、そういう意味では総合評価的に全体を通じての評価をいただくものですが、山本先生がおっしゃったのは、どこがどう評価されて最終的な数字になったのかというのが評価される側にもなかなか伝わりにくかったという、それから委員の方々の評価の視点によって、どこを重視するかによって委員の方も判定が変わるというようなことがあったという御体験からだと思うので、そういう意味では成果の部分とこれからの部分と分けて、ここはこういう理由でこういう評価なんだよという対応できるような形でまずやった方がいいんじゃないかという、多分山本先生のお話だと思いますので、そういう形でやっていただいた方が私どもとしてもわかりやすいのかなと思います。

堀切川部会長 山本先生の趣旨にも合うと。

企画部長 そのように受けとらせていただきました。

堀切川部会長 県の方も了解のようでございますので。それでは事務局の方でそれに合わせた評価シートを参考にさせていただいて、分科会に臨みたいと思いますが。

どうもありがとうございました。

そのほかの観点につきまして御質問、御指摘等ございますでしょうか。

安藤委員 少しですが、予算が多分タイトなんですね。進捗状況は、予算の割にはよくやっ

たと評価をされているのか、あるいは予算がなかったから達しなかったとか、基本的にはこれはどちらの評価なんですかね。それで来年度以降の方針、予算をもっと取ってくるようにと書けばいいのか、その辺がですね。あくまでも制約条件があるときの話なので、その辺の認識を教えていただければと思います。

行政評価室長 実際は担当課で評価するので、そのこのところがいろいろ立場、状況があるので一概には言えないんじゃないかと思います。

堀切川部会長 それは、個別の施策とかでは予算がこの中ではよくやったという表現もあれば、予算に関係なくよくやったとか、まだ足りないとかいう……。

行政評価室長 総合的にという判断ですね。

企画部長 少し説明させていただきますと、今の制約条件としては予算の問題がありますし、行政の分野によっては県が非常に影響力を与えやすい分野とそうではない分野がございますし、それから主に仕事が市町村にあって県は調整役になるような分野のものもありますので、理想を書くわけにもいきませんし、そういう予算の制約、あるいは県の役割がどこにあるのかというようなことで、おのずから課によって書き方が変わってくるんじゃないかと思います。ただ、予算制約を全く意識しないで計画しているわけではないということと、役割を意識しながら評価せざるを得ないということだと思います。

堀切川部会長 予算に限らず、さまざまな計画のもとでこういう自己評価を受ける……。

安藤委員 スタンスとしては相対評価と。

企画部長 はい。

堀切川部会長 農業政策とかだと国にたがをかけられて、県の自由度がある程度拘束される中でというのもいっぱいあるという……。

そのほかいかがでしょうか。

それではないようでしたら、これで質疑応答の時間を終わらせていただきます。

分科会に入りますと、皆様にはお忙しい中での御協議になるかと思うんですけども、どうぞよろしくお願いいたします。

予定していた議題は以上でございます。委員の皆様、この予定していた議題以外につきまして何かお話がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それではないようでしたらこれで議事を終了させていただきたいと思います。

なお、次回の政策評価部会は7月の上旬を予定しております。日程につきましては、別途委員の皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で会議を終了させていただきます。皆様御協力ありがとうございました。

司 会 以上をもちまして宮城県行政評価委員会平成21年度第2回政策評価部会を終了いたします。
本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名人 小坂 健

議事録署名人 折腹 実己子